

国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則

平成16年4月1日
制 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則(平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。)第16条第3項の規定に基づき、休職の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(休職中の身分)

第2条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(休職中の教職員の保有する職)

第3条 休職中の教職員は、休職にされたとき占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の教職員をもって補充することを妨げるものではない。

(休職中の給与)

第4条 休職者は、その休職の期間中、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則(平成16年奈良教育大学規則第48号)において別段の定めをしない限り、何等の給与を受けてはならない。

(審査手続)

第5条 教職員就業規則第16条第1項による休職は、個々の場合について、役員会の議を経て学長が定めるものとする。

2 前項にかかわらず、大学教員における教職員就業規則第16条第1項第4号による休職については、役員会の審査をするに当たり、教育研究評議会の議を経ることとする。

(病気休職)

第6条 教職員就業規則第16条第1項第1号の事由により教職員を休職にする場合又は休職の期間を更新する場合には、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

2 前項に基づき受診を命ぜられた教職員は、速やかに医師の診断書を提出しなければならない。

(起訴休職)

第7条 教職員就業規則第16条第1項第2号による休職は、それぞれの職員の公訴事実、職務遂行等を総合的に勘案し、事案ごとに判断するものとする。

(研究休職)

第8条 教職員就業規則第16条第1項第4号による休職には、単なる知識の習得又は資格の取得を目的とする場合は該当しない。

2 教職員就業規則第16条第1項第4号の研究所等の公共施設は、個別の機関の具体的な業務内容に則して判断するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する研究所に

については包括的に認めるものとする。

- 一 設立の根拠法規から公共性を有していることが明らかであること
- 二 定款又は寄附行為等から主として研究事業を行うことが明らかであること
- 三 各年度の事業計画等において具体的な研究計画が定められていること
- 四 研究費が経常的に予算に計上されていること
- 五 研究内容が、基礎的、創造的で学問分野との関連性を十分に有していること
- 六 研究実績が学術的に評価され、かつ、当該団体の機関誌等により広く公表されていること
- 七 研究業務に従事する者が当該団体の全職員の3分の2以上を占めていること

(その他の休職)

第9条 教職員就業規則第16条第1項第6号の休職は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - 二 国立大学法人奈良教育大学教職員兼業規則(平成16年奈良教育大学規則第50号)第12条に規定する研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、これらを兼ねることが同規則第14条に掲げる基準のいずれにも該当するときで、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、大学の職務に従事することができないと認められる場合とする。
- 2 教職員就業規則第17条第1項にかかわらず、前項第2号による休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があるときは、学長は、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

(休職の手続)

第10条 職員を休職にする場合又は休職期間を更新する場合には、その事由を記載した説明書を職員に交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に国家公務員法第79条又は人事院規則11-4第3条の規定により休職とされている職員については、教職員就業規則第16条第1項の規定により休職とされている職員とみなす。